

事務連絡
平成 28 年 5 月 12 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長

災害等による確定拠出年金に係る掛金の納付の特例及び本特例の平成 28 年熊本地震にて
被災された企業型確定拠出年金の事業主等への適用について

平成 28 年 4 月 27 日の事務連絡でお知らせしたとおり、本日、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 98 号）等が公布されましたので、
貴管内企業型確定拠出年金を実施する事業主への周知方よろしくお願ひいたします。

内容については、別添をご参照ください。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 官報**
編集・印刷
独立行政法人 国立印刷局

○日本国に帰化を許可する件
○熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例
(厚生労働二二二)

○保安林の指定をする件
(農林水産一八二、一九三)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を行う件 (経済産業一四八)

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第六条第三項及び第七条の二の指定する者を定める件 (同一四九)

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件
(国土交通七三四)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 (同七三五)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 (觀光庁二)

○海上における水上標的に対する射爆訓練を実施する件
(防衛一一二、一五)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件 (同二〇七)

○特定国外派遣組織を指定する件
(総務二〇六)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件 (同二〇七)

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件
(内閣府一六六)

○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件
(同一六七)

○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働九八)

〔告 示〕

○成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則 (内閣府四一)

〔省 令〕

○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働九八)

〔府 令〕

目次

省

- 厚生労働省令第九十八号
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）
第一百六十六条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年五月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十七条」を「第十六条の二—第十七条の二」に改める。

第6772号

姓	名	性別	年齢	誕生日	出生地	既婚	配偶者名	子供数	就業状況
鶴見	明金子	昭和50年12月30日生	男	12番5号	住所 東京都品川区旗の台4丁目2番5号				
柳原	福岡市西区愛宕浜1丁目8番13号	昭和55年1月1日生	女	13号	住所 柳原55年1月1日生				
高木	埼玉県川口市三ツ和1丁目5番地23	昭和60年1月14日生	女	23号	住所 向小寺				
山本	さいたま市中央区円阿弥5丁目8番51—F	昭和53年12月5日生	女	51号	住所 仙臺				
江俊惠	東京都江東区豊洲4丁目11番24—102号	昭和50年5月29日生	女	24号	住所 金仙姫				
紀皓	東京都板橋区赤塚2丁目28番8号	昭和55年5月14日生	女	28号	住所 三木				
李鑫	岐阜県多治見市小名田町7丁目20番地16	平成5年10月2日生	女	16号	住所 長野県大町市大町5734番地4				
ユリ	岐阜県四日市市富田1丁目24番3—902号	昭和61年6月28日生	女	3号	住所 三木				
王晨	岐阜市港北区新堀浜1丁目26番地14	平成4年6月5日生	女	14号	住所 横浜市西区みなとみらい4丁目9番2—D				
羅宜剛	横浜市西区みなとみらい4丁目9番2—D	昭和37年7月20日生	男	1805号	住所 佐藤				
羅嘉嘉	昭和37年7月9日生	平成10年1月2日生	女	2号	住所 東京都足立区江北1丁目16番5—501号				
ボーラ	ボーラ・ラズ・パンタ	昭和43年2月7日生	女	2号	住所 川崎市幸区下平間1番地2				
余正希	東京都日野市大坂上4丁目15番地1	昭和47年11月3日生	女	1号	住所 藤穂				
鄭錦得	昭和63年9月25日生				住所 開				
周育蘭	昭和42年10月5日生				住所 静岡県富士市宮島837番地7				
陳秀英	昭和42年10月5日生				住所 マリア・フリダ・アルケザ・ナカムラ				
楊曉雪	昭和55年4月18日生				昭和44年1月1日生				
葉曉雲	昭和2年2月5日生				住所 東京都八王子市南大沢4丁目10番地1				
ジェロニモ・ハルミ・キタハラ	昭和39年5月7日生				住所 全勝子				
ルジアーナ・デ・オリベイラ・キタハラ	昭和53年4月8日生				住所 広島市西区楠木町1丁目11番4号				
アルーナ・サユリ・デ・オリベイラ・キタハラ	昭和53年4月8日生				住所 楠木				
平成13年11月4日生	昭和53年4月8日生				住所 楠木				
バト・リシア・ユリ・ヒガ	昭和53年4月8日生				住所 群馬県太田市由良町851番地10				
フェルナンダ・リカ・マツダ	昭和61年10月11日生				住所 群馬県二本松市西光内99番地				
ボンサバック・サイトウ	昭和61年10月11日生				住所 福岡県久留米市轟津寺町与田54番地				
范安鐵	昭和42年4月6日生				住所 范安鐵				
カーマイケル・イガルゴ・レオナルド	昭和44年1月13日生				住所 静岡県榛原郡吉田町川尻1411番地7				
グレンダ・ヒラゴ・レオナルド	昭和51年6月18日生				住所 カーマイケル・イガルゴ・レオナルド				
ジョセフ・イスマエル・ヒラゴ・レオナルド	昭和51年6月18日生				住所 平成14年5月12日生				

住所	愛知県豊橋市東幸町東条明3番地7 マルシオ・ヒグチ・ビゴニ 昭和48年7月5日生
住所	東京都中野区南台3丁目6番22-206号 庵志強 昭和51年12月18日生
住所	さいたま市北区宮原町2丁目119番地3 曹詩誠 昭和54年7月24日生
生年	李大鵬 昭和52年3月25日生
平成二十九八年五月十二日	○厚生労働省告示第一回[一一]印 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のよう
平成二十九八年五月十二日	に定める。
厚生労働大臣 塩崎恭久	熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例
一 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項及び第二項の規定により、確定拠出年金法(平成十二年法律第八十八号。以下「法」とこう)第二十一条第一項又は第二十二条の二第一項の規定による翌月末日までに資産管理機関に納付するものが困難であるものとして次に掲げるものを指定する。	立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (次の図)及び(次のとおり)は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)
イ 熊本県に所在地を有する実施事業所の事業主が法第二十二条第一項の規定により平成二十八年五月三十一日までに納付するものとされる事業主掛金(同項の規定により同年三月三十日までに納付するものとされた事業主掛金を除く。)	○農林水産省告示第千百八十三号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のとおりの指定をする。
ロ 熊本県に住所を有する企業型年金加入者は同県に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が法第二十二条第一項の規定により平成二十九八年五月三十一日までに納付するものとされる企業型年金加入者掛金(同項の規定により同年三月三十日までに納付するものとされた企業型年金加入者掛金を除く。)	平成二十九八年五月十二日
前項に掲げるものに係る確定拠出年金法施行規則第十六条の二第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣が定める日は、別途厚生労働省告示で定める。	一 保安林の所在場所 福井県大野市上大納三八字藤倉一五の一・一五〇一(以上二箇に亘る次の図に示す部分に限る) 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、折伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。 ① 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (次の図)及び(次のとおり)は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。) 二 指定の目的 水源の涵養 三 (一) 指定施設要件 1 立木の伐採の方法 N. 八六字小山平谷一五・一八(以上二箇に亘る次の図に示す部分に限る) 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 4 問伐に係る森林は、次のとおりとする。 ① 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (次の図)及び(次のとおり)は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

参考

災害等による確定拠出年金の掛金納付特例の創設について

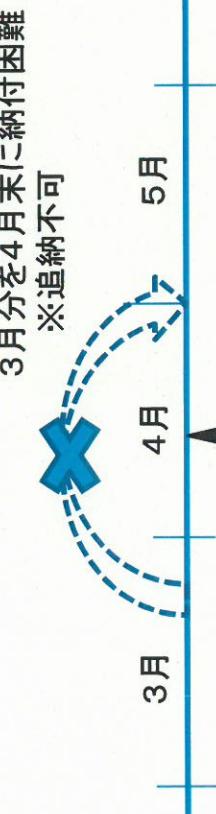
<概要>

確定拠出年金(以下「DC」という。)について災害等による掛金納付特例を省令で措置し、平成28年熊本地震にて被災された企業型DC実施事業所の事業主等に適用する。(東日本大震災時は通知で個別に対応したが、今般の熊本地震を契機として、災害等における一般ルールとして制度化する。)

<現行>

(現行の規定)

- 毎月の掛金を翌月末日までに納付。



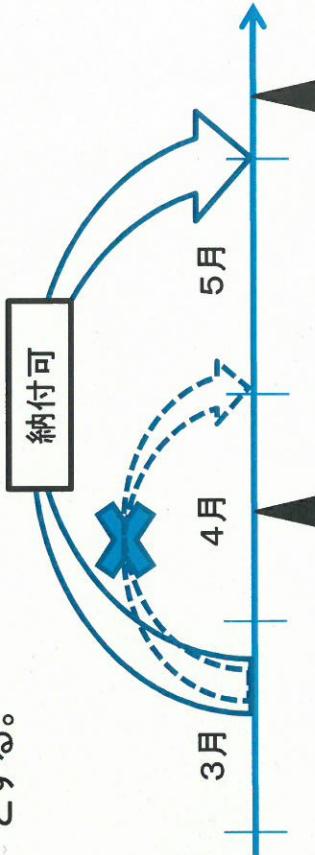
災害等が発生

- (課題)
- 3月分掛金を4月に納付できない事態が発生。
 - 現行では納付期限後に追納することができない。

<改正後>

(省令による措置内容)

- 災害等により翌月末日までの納付が困難な掛金につきましては、厚生労働大臣が定める日までに納付可能とする。



災害等が発生 厚生労働大臣が本特例による納付期限を指定

- ※ 5月12日施行(4月納付分に遡り適用)

- (告示による措置内容)
- 平成28年熊本地震にて被災された企業型DC実施事業所の事業主等に対して本特例を適用。
 - 本特例による納付期限は、災害の復旧状況等を踏まえ告示で別途定める。